(1)　第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者　次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2)　第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者　次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(i)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii)　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(3)　第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

第二十八条中「（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）」を削り、「同項」を「法第六条の二の二第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援（以下「指定通所支援等」という。）について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○文部科学省厚生労働省令第三号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条第一項中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に、「第二号学校」を「第五号学校」に改め、同条第一号ホ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ホ(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二号ハ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ハ(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改める。

第八条中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同条第三号中「法第三十九条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に改める。

第九条第一項第十号ロ中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改め、同号ハ中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第三項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。